

山口市一般廃棄物処理施設からのお知らせ

山口市の廃棄物処理施設で受け入れられる廃棄物は、受入基準に適合した一般廃棄物です。
産業廃棄物に該当するものは、受け入れることができませんので御留意ください。

◎受入基準と処理の対象とならない廃棄物について

山口市の廃棄物処理施設には、各施設の処理能力と適正な運転管理のために受け入れられるごみの大きさや種類に一定の基準があります。

受入基準は施設ごとに異なりますので、詳しくは裏面を御覧ください。

また、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条に定める廃棄物は処理の対象となりません。

(市条例第17条で定める処理の対象とならない廃棄物)

処理対象外廃棄物	例
(1) 有害性のあるもの	毒物劇物取締法に規定する薬物など
(2) 危険性のあるもの	火薬取締法に規定する火薬類等の爆発物など
(3) 引火性のあるもの	消防法に規定する揮発油等の危険物など
(4) 著しく悪臭を発生するもの	腐敗したものなど
(5) 特別管理一般廃棄物	注射針、血液等の付着した医療系一般廃棄物など
(6) 特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器廃棄物	テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
(7) 市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じるもの	タイヤ、バッテリー、農業用プラスチック、温水器など 各処理施設の受入基準は裏面参照

～蛍光灯の廃棄は適正な処理を～

事業所から廃棄される蛍光灯はボタン電池や小型二次電池（充電式電池等）と同様に産業廃棄物となりますので、適正な処理をお願いします。産業廃棄物の処理については山口環境保健所（083-934-2536）へ、その他ごみの分別・出し方については資源循環推進課（083-941-2185）へお問い合わせください。

※ 紙類のうち、リサイクル可能なものについては資源化し、環境に配慮する取り組みを推進しておりますので、御協力をお願いします。

なお、個人情報などの入った文書につきましては、排出者の責任において細断化するなどの適切な対策を施していただき、資源化をお願いします。

※ 清掃工場の破砕機による処理には時間を要しますので、お待ちいただく場合があります。

また、閉場間近に搬入された場合には、当日の受け入れを制限させていただく場合がありますので、時間に余裕を持って早めの搬入に御協力をお願いします。

問い合わせ

(ごみの分別・出し方に関すること)

山口市資源循環推進課 TEL083-941-2185

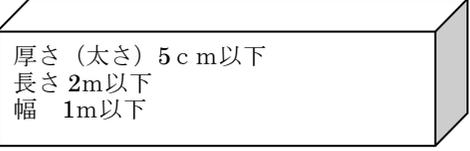
(施設に関すること) 山口市環境施設課 TEL083-941-2188

山口市清掃事務所 TEL083-927-1770

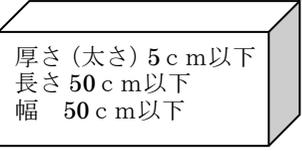
山口市一般廃棄物処理施設の受入基準

清掃工場 (Tel.083-927-0020)

- ① 山口市内で発生し、又は積込まれた可燃ごみが対象です。
- ② 破砕機の受入基準
- ③ ごみピットに直接投入できる基準



厚さ(太さ) 5cm以下
長さ 2m以下
幅 1m以下



厚さ(太さ) 5cm以下
長さ 50cm以下
幅 50cm以下

※②破砕機の受入基準を超過したものは搬入できません。

- ④ 燃えるものであって、燃やすことが適切な処理である固形状のごみが対象です。
不燃ごみは搬入できません。
- ★ ごみ袋は、透明若しくは半透明の袋を使用してください。
 - ★ 紙類は、リサイクルできないもの以外「資源物」になりますので、排出者の責任において適正な処理をお願いします。
 - ★ 発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンドは産業廃棄物(廃プラスチック)になりますので搬入できません。

阿知須清掃センター (Tel.0836-65-4953)

◆ 可燃ごみ (破砕設備はありません)

- ① 搬入できる大きさは、上記清掃工場の「③ごみピットに直接投入できる基準」の大きさまでとなります。
- ② 阿知須地域内で発生し、又は積込まれた可燃ごみが対象です。
- ③ 燃えるものであって、燃やすことが適切な処理である固形状のごみが対象です。

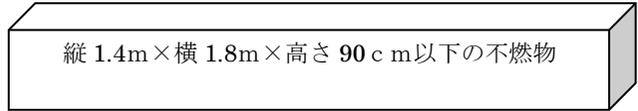
- ★ 草、剪定枝等は、搬入後、積み替えて運搬しますので、透明若しくは半透明の袋に入れて搬入してください。
- ★ 紙類は、リサイクルできないもの以外「資源物」になりますので、排出者の責任において適正な処理をお願いします。
- ★ パッカー車による搬入は不可です。

◆ 不燃ごみ (破砕設備はありません)

- ① 阿知須地域内で発生し、又は積込まれた**家庭で排出されるものと同程度**の不燃ごみが対象です。
- ② 他の受入基準は不燃物中間処理センターと同様です。

不燃物中間処理センター (Tel.083-941-0051)

- ① 山口市内で発生し、又は積込まれた**家庭で排出されるものと同程度**の不燃ごみが対象です。
- ② 破砕機の受入基準



縦 1.4m×横 1.8m×高さ 90cm以下の不燃物

- ③ 可燃ごみ 及び 産業廃棄物 は搬入できません。

- ★ 持ち込み可能な不燃ごみの例
金属及び小型家電類、陶磁器及びガラス類、硬質のプラスチック類(ペン等)
- ★ 持ち込みできない不燃ごみ(産業廃棄物)の例
燃え殻、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、がれき類、液体状の廃棄物、蛍光管、ボタン電池、小型二次電池(充電式電池等)、事業活動により継続的に発生する不燃ごみで、その量が一般家庭から排出される量を大きく上回るもの、工作物の建設・除去に伴って生じた建設廃材

阿東クリーンセンター (Tel.083-952-1378)

◆ 可燃性は粗大ごみのみ、受け入れ可能です

- ① 搬入できる大きさは、上記清掃工場の「②破砕機の受入基準」となります。
- ② 阿東地域内で発生し、又は積込まれた粗大ごみが対象です。
- ③ 草や食品系ごみなどの小さなものは清掃工場に搬入してください。

◆ 不燃ごみ (破砕設備はありません)

- ① 阿東地域内で発生し、又は積込まれた**家庭で排出されるものと同程度**の不燃ごみが対象です。
- ② 他の受入基準は不燃物中間処理センターと同様です。

- ★ ごみ袋は、透明若しくは半透明の袋を使用してください。